

ASEAN諸国の高等教育分野における質保証・評価システム一覧表（平成26年3月作成）

※本資料は、「A Study on Quality Assurance Models in Southeast Asian Countries」(SEAMEO RIHED, 2012年)を参考に適宜当機構にて補足を加えて作成。

(注)「-」：参考とした資料に特に記載がなかった、または「-」に記載されているなど内容が確認できなかった項目
「無し」：参考とした資料に「無し」と明記されている項目

国名	 ブルネイ Brunei Darussalam	 カンボジア Cambodia	 インドネシア Indonesia	 ラオス Lao PDR	 マレーシア Malaysia	 ミャンマー Myanmar	 フィリピン Philippines	 シンガポール Singapore	 タイ Thailand	 ベトナム Vietnam	
●質保証システム	○プログラム別アクレディテーション ○機関別アクレディテーション (プログラムにおける入学、就職、承認、職業登録 (professional registration) を含む)	○機関別アクレディテーション (学士・修士・博士の学位を授与する教育機関を対象) (アクレディテーションは、暫定評価 (Provisional) と本評価 (Full) で構成)	○プログラム別アクレディテーション ○機関別アクレディテーション ○アクレディテーション結果についてステークホルダーへの情報提供	2008年に設立された質保証機関を中心に、アクレディテーションシステム (機関別、プログラム別) の構築に向けた取組みが進行中。	○プログラム別アクレディテーション ○機関別*オーディット ○ステークホルダーに対するアクレディテーション状況についての情報提供 ○資格登録簿の運営、基準の開発 *この「機関別」はFacultyレベルのことを指す。	ミャンマーでは、外部質保証機関が設立されていない。大学の質保証の取組みに関しては、教育省が定める基準にもとづいて内部質保証活動が実施されている。	フィリピンでは、CHED (Commission on Higher Education) の行うプログラム別および機関別のアクレディテーション (義務) に加えて、CHEDが認証した質保証機関による任意の評価 (プログラム別のアセスメント・オーディット) を通じた機関レベルの質の認定を実施。	※シンガポールでは、質保証システムが公立・私立の両部門で二分されているため、以下のように区別して記載。 公立教育機関向け ○機関別オーディット 私立教育機関向け ○機関別アセスメント ・機関登録 ・機関認証 (EduTrust Certification)	○プログラム別/メトリック・オーディット ○機関別アセスメント・オーディット	○プログラム別/メトリック・オーディット ○機関別アクレディテーション	
●評価受審の義務または任意の別	義務	義務	義務	-	-	-	義務および任意 (※上記参照)	義務	義務	義務	
●国レベルの資格枠組みの有無および名称	Brunei National Qualifications Framework (BNQF)	-	Indonesian Qualification Framework (IQF)	策定中	Malaysian Qualification Framework (MQF)	無し	Philippines Qualifications Framework (PQF)	無し	National Qualifications Framework for Higher Education in Thailand	※Vietnam National Qualifications Frameworkが策定中	
●策定年	2013年	-	2012年	-	2007年	-	2013年	-	2009年	-	
●策定・管理主体	BDNAC (Brunei Darussalam National Accreditation Council)	=	-	-	MQA (Malaysian Qualification Agency)	-	PQF Coordinating Committee	-	Office of Higher Education Commission	-	
●代表的な質保証機関	BDNAC: Brunei Darussalam National Accreditation Council	ACC: Accreditation Committee of Cambodia	BAN-PT: National Accreditation Agency for Higher Education (Badan Akreditasi Nasional Perguruan Tinggi)	CEQA: Center for Educational Quality Assurance	MQA: Malaysian Qualification Agency	無し	CHED (Commission on Higher Education) は、高等教育分野の質保証システムの構築権限を与えられた組織である。 この他、CHEDが認証した質保証機関があり、以下の連盟組織を形成。 NNQAA (National Network for Quality Assurance Agencies) - 公立教育機関や非大学機関が評価対象 - AACUP, ALCUCOAの2団体が加盟 FAAP (Federation of Accrediting Agencies of the Philippines) - 私立教育機関が評価対象 - ACSCU-AAI, PAASCU, PACUCOAの3団体が加盟	HEQA: Higher Education Quality Assurance, Ministry of Education CPE: Council for Private Education	ONESQA: Office for National Education Standards and Assessment	※ベトナム教育訓練省の一部局であるGDETA (General Department for Educational Testing and Accreditation) が質保証業務を担っている。	
●当該質保証機関の設立背景	BDNACは国王令に基づいて設立。公共部門の雇用目的のため、高等教育機関がブルネイ国民に授与する資格の質について審査を行う。	ACCは教育・青年・スポーツ省 (MoEYS) により設立。国民最高教育評議会事務局がACCを所管。なお、高等教育機関の設置・管理はMoEYSが所管。	BAN-PTは国家教育大臣 (※当時) に対して責任を負う政府系機関として省令により設立。 BAN-PTは、国家教育大臣が設置認可した教育プログラムおよび教育機関のアクレディテーションを行う。	省令に基づき、ESQAC (Educational Standards and Quality Assurance Centre)の名称で設立。現在CEQAに改称。教育省高等教育局に対して責任を負う政府系機関である。	MQAは前身の質保証機関である全国アクレディテーション委員会 (LAN) と教育省質保証部門 (QAD) を統合して発足。 MQAは、適格認定されたプログラムと教育機関に関する信頼性の高い情報の開発・提供を行うため、単一的、統一的、かつ透明性のある質保証活動を実施する。	-	この他、CHEDが認証した質保証機関があり、以下の連盟組織を形成。 NNQAA (National Network for Quality Assurance Agencies) - 公立教育機関や非大学機関が評価対象 - AACUP, ALCUCOAの2団体が加盟 FAAP (Federation of Accrediting Agencies of the Philippines) - 私立教育機関が評価対象 - ACSCU-AAI, PAASCU, PACUCOAの3団体が加盟	HEQAは、教育省から交付金を受けている大学 (公立) の質保証について監督する。 CPEは、私学部門の規制等を目的として設立。	ONESQAは教育省の質保証政策の下で、公的機関として設立。	ベトナムにおける質保証システムの稼働は、2002年のアクレディテーション担当部門の設置に始まる。現在試行段階であるが、将来的には質保証システムの本格稼働を目指す。	
●国際質保証ネットワークや海外の質保証機関等との連携状況	・AQAN (ASEAN質保証ネットワーク) ・APQN (アジア太平洋質保証ネットワーク) ・MQA (マレーシア) ・NOOSA (オーストラリア) ・QAA (英国) ・NZQA (ニュージーランド)	・AQAN ・APQN ・MQA (マレーシア) ・PAASCU (フィリピン)	・AQAN ・APQN ・MQA (マレーシア) ・NZQA (ニュージーランド) ・大学評価・学位授与機構	・AQAN ※CEQAは、AQANの正会員機関ではない。(ラオスからは、教育省高等教育局が正会員登録)	・AQAN ・APQN ・NAAC (インド) ・QAA (英国) ・NZQA (ニュージーランド) ・大学基準協会 ・大学評価・学位授与機構	※ミャンマーからは、教育省高等教育局がAQANの正会員として登録	・AQAN (※CHEDが正会員機関として加盟) ・APQN (※AACUP, PAASCUが会員機関として加盟)	・AQAN ・APQN ・ONESQA Network	・AQAN ・APQN ・ONESQA Network	・AQAN ・APQN	
●設置形態	政府直轄の機関	独立した公的機関	独立した公的機関	政府直轄機関	独立した公的機関	-	○CHED: 政府直轄の機関 ○NNQAA・FAAP: CHEDが認証した質保証機関の連盟組織	政府直轄の機関	法定機関	独立した公的機関	教育訓練省の部門
●設立年月	1990年7月	2003年3月	1994年8月	2008年4月	2007年11月	-	○CHED: 1994年 / ○NNQAA: 1977年 / ○FAAP: 1957年	2001年	2009年12月	2000年11月	2003年
●根拠法令等	「BDNAC法」(2011年)	「ACC法」(2003年) 等	・「第2期高等教育長期戦略計画1986年-1995年」 ・「国家教育省令」(2005年)	・「ラオス教育制度改革戦略計画に関する承認・宣言に関する首相令」(2007年) ・「改正教育法」(2008年)	「MQA法」(2007年)	-	○CHED: ・「フィリピン憲法」(1987年) 第14条 ・「フィリピン高等教育の質保証システムに関するCHED覚書」(2005年)	シンガポールの教育省高等教育局内に設置	「私学教育法」(2009年)	・「タイ王国憲法」(1997年) ・「国家教育法」(1999年) ・「教育水準・質保証法」(第6章にONESQA設立を謳っている)	・「国家教育戦略計画2001-2010年」 ・「高等教育改革政策2010-2020年」
●機関の目的	・国内外の機関が授与する資格の状況・質についての審査・評価 ・BDNACにおける様々な分野の資格の評価業務を支援するための、特別/臨時委員会の設置 ・国王指令またはBDNACが必要と認められた責任業務の遂行 ・BDNACが必要と認めた場合に行う、資格に関する見直し	・すべての高等教育機関に対するアクレディテーション活動運営のための法的なメカニズムの確立 ・一層の有効性と質の向上、国際基準との調和を目的とした、学術の質の確保・促進 ・国内で学位を授与するすべての教育機関を対象としたアクレディテーション活動の運営にかかる、組織体制や役割の整備	学術教育・職業教育を提供するすべての教育プログラム・教育機関に対するアクレディテーション活動 (適格認定の付与を含む) を提供すること	ステークホルダーの協力の下で、評価の基準・メカニズムを含めた質保証システムを構築すること	・MQFの運用・更新 ・プログラム、資格、高等教育提供者に対するアクレディテーション ・教育機関およびプログラムの質の保証 ・MQRの管理運営 ・国レベルでの参照となる水準、基準、関連の手法の開発 ・資格の認証および単位互換の促進	-	○CHED: 高等教育機関の運営許可 (設置認可) の実施をはじめ、教育機関における教育提供の能力向上、高等教育機関の状況についての正確かつ最新情報の提供、高等教育機関における質の保証・管理システム構築の支援を目的とする。 ○NNQAA: 公立大学における規制緩和等を目的に、CHEDが認可したプログラムの質の状況の評価すること ○FAAP: 私立の高等教育機関における規制緩和等を目的に、CHEDが認可したプログラムの質の状況の評価すること	HEQAは、教育省から交付金を受けている高等教育機関における質保証活動を監督することを主要な役割とする。また、質保証システムの持続的向上を目的に、質保証に関する優秀事例の研究を行う。	私学教育法に基づき設立された私立教育機関に対する規制を行うこと	・外部評価 (assessment) システムの開発 ・外部質保証基準の開発 ・外部評価者の認定 ・外部評価者が行う外部評価業務の監督、サーティフィケート交付 ・外部評価者に対する研修 ・教育大臣等への教育の質・水準の評価に関する年次報告書の提出	・基礎教育から大学院段階の教育・訓練に関する質保証等の業務を行い、教育訓練省を補佐すること ・当該教育段階にかかるアクレディテーション活動および質保証基準の研究・開発・監督を行うこと
●評価のプロセス	○チェックリストによる事前調査 ○訪問調査 ○報告書の作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成、当該報告書の受審機関への送付、関係省への提出、公開	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・公開	※アクレディテーションシステム構築中 ○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・MAQのアクレディテーション委員会による適格認定の是非の決定	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・MAQのアクレディテーション委員会による適格認定の是非の決定	-	※CHEDにおけるプロセス ○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・受審機関へのフォローアップ	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○評価報告書の作成・受審機関へのフォローアップ	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○報告書の作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 ○報告書の作成	○受審機関による自己評価書の提出 ○訪問調査 (現在は試行段階) ○報告書の作成
●結論 (評価結果)	適格認定を与える上で深刻な問題が判明した場合は追加の訪問調査を実施	-	段階判定付きの適格認定書の交付	-	適格認定書の交付	-	報告書 (Recommendations) の承認	報告書が教育省および受審機関へ送付	機関の登録 (Registration)	「質・水準評価年次報告書」として政府に提出	-
●不認定・条件付認定の場合の措置	基準または要件を満たさなかった場合、罰則措置 (罰金) またはプログラムの認可取り消し	No-Accreditation=モニタリング Fail=ガイドラインが提供され、2年以内にレビューを行う	不適格の場合、当該プログラムにおける資格・学位授与ができなくなり、政府の補助金が利用できない。	-	○条件付認定 (Accreditation with requirements): 適格認定が付与されるが、指定期日までに対応措置を講じることが必要 ○保留 (Conditions): 対応措置を講じると適格認定が与えられる ○アクレディテーション委員会	-	受審機関は一定期間後に再受審が可能	報告書において対処 (改善) すべき事項を提示。教育省は当該機関の対応状況を監視	登録不可の場合、学校運営が認められない	条件付きの結果または基準を満たさない結果の場合、当該受審機関は、ONESQAとの間で合意した期間内に改善計画を作成する。また、ONESQAは担当省庁に改善勧告を行う。	-
●評価結果の決定主体	評価関係委員会	ACC Board	BAN-PT理事会	-	-	-	CHED委員会	評価チームの長	CPEの長	CPEの長	ONESQA理事会
●評価実績 (2010年)	○公立大学: 4件 ○私立機関: 13件	○機関別アクレディテーション (再評価): 64件 ○機関別のレビュー: 24件	○プログラム別アクレディテーション (2009年) ・ディプロマ課程: 300件 ・学士課程: 1,400件 ・大学院課程: 200件 ・専門職課程: 50件 ○機関別アクレディテーション: 80件 (2007年)	※未実施	○暫定評価: 732件 (2009年) ○プログラム別アクレディテーション: 629件 ○機関別オーディット (学術活動の成果): 24件	-	○CHEDによるIQuAME (Institutional Quality Assurance through Monitoring and Evaluation): 5件 (2009年)	○機関別オーディット: 3件	○機関登録: 300件	○機関認証: 60件	○機関別: 73件 ○大学の自己評価: 100件 ○大学対象の外部評価: 40件